県庁舎跡地整備に向けたマーケットサウンディングにおける質問への回答

質問 No.	該当資料	該当 ページ	質問	回答
1	全体説明会資料	5	県警本部跡地については本サンディングの対象外となっておりますが、別途公募されるものと考えてよろしいでしょうか。県 庁跡地において県警跡地活用との連携は考慮しなくてよろしいでしょうか。	県警本部跡地の活用については、県庁舎跡地の活用の方向性を定めた後に検討します。 本サウンディングでは県警本部跡地との連携を考慮する必要はありません。
2	全体説明会資料	5	過去に公表された県庁舎跡地整備基本構想では県警本部跡 地も整備範囲内に含まれておりました。今回のサウンディ ングでは県警本部跡地が除外になった理由をご教示くださ い。	民間開発を基本に考えている県警本部跡地の活用については、県 庁舎跡地の活用の方向性を定めた後に行う方が効果的であると考 えていることから、今回はサウンディングの対象外としました。
3	全体説明会資料	5	今回のサウンディングで除外となった県警本部跡地の活用 は、県庁舎跡地整備とは別に整備する認識でよろしいでし ょうか	貴見のとおりです。
4	全体説明会資料	5	本事業の整備と別に県警本部跡地の活用を整備する場合、 本事業と何らかの連携あるいは施設の一体性を持たせる想 定はありますでしょうか。	県警本部跡地の活用については、県庁舎跡地の活用の方向性が見 えた後で検討します。
5	全体説明会資料	5	江戸町公園について、管理者である市と既に協議され ている内容があればご教示願います。 特に区域の変更が可能かどうかについて知りたいで す。	江戸町公園につきましては、今後長崎市と協議を進めていきます。 本サウンディングにおいては、自由にご提案いただいて構いません。
6	全体説明会資料	8	本事業では、広場に情報発信・交流支援を目的とした施設を建築することを想定されています。施設を設けた場合、不特定多数の方が行き来することになるので、防犯面の強化が必要になると思います。広場内に防犯カメラを設けることは想定されていますでしょうか。	必要に応じて防犯カメラの設置を検討します。
7	全体説明会資料	8	「県庁舎跡地整備基本構想(R4.7)」では、県警跡地は交流支援機能という方針が書かれていますが、現在の活用方針についてご教示ください。	現時点で、県庁舎跡地整備基本構想に記載されている以外のもの はありません。
8	全体説明会資料	12	計画地には石垣などが出土しておりますが、整備後に維持管理する際には、石垣などの保存も維持管理の範囲に含まれるのでしょうか。	石垣などの保存について、軽微なものは維持管理の範囲に含まれると考えます。詳細につきましては今後検討します。
9	全体説明会資料	12	整備事業中に、石垣などの保存または修繕に関する費用負担が発生した際は、県側と事業者側のどちらになるのでしょうか。	同上。
10	全体説明会資料	12	工事中に、新たに埋蔵文化財が出土した場合、県としてど ういう対策(費用面補助など)を検討していますでしょう か。	基本的に本館跡地は埋蔵文化財がどこにあるか一定の把握はできています。 工事中に新たな埋蔵文化財が出土した場合には、個別に協議することになると考えています。
11	全体説明会資料	12	保存が必要な遺構以外(黒字で表記)について、建築 工事や造成工事により遺構が壊れる可能性がある場合 の取り扱いについてご教示願います。本掘費用の負担 等。	保存が必要な遺構以外(黒字で表記)については、基本的に記録 保存が終了しているが、計画内容により文化財部局との協議が必 要になることがあります。
12	全体説明会資料	12	敷地内の文化財はP12 記載の確認されている埋蔵文化 財が全てという認識でよろしいでしょうか。	旧第三別館の敷地は調査を行っていません。 本館跡地は一定把握できております。
13	全体説明会資料	12	確認されている埋蔵文化財の地表面からの深さについ てご教示願います。	全体説明会資料P12に示した井戸の遺構で、東側の遺構は現在の 地表面から1~2m、西側の遺構は2~3mの深さです。
14	全体説明会資料	12	保存が必要な遺構の残し方についてご教示願います。 埋めたままの状態で保存等。	基本は埋めたままの状態での保存を想定しています。
15	全体説明会資料	12	「埋蔵文化財の確認状況」において、「保存が必要な遺構 (赤)」以外の部分は建築物を建設できる範囲と考えてよろし いですか。	建築物の建設は可能と考えていますが、計画内容により文化財部 局との協議が必要になることがあります。
16	全体説明会資料	16	現在、備品の貸し出しなどを行われていると思いますが、 情報発信・交流支援機能の施設に備品倉庫を設けるお考え はありますでしょうか。	備品倉庫については、適宜必要な場所に設置することを考えてい ます。

県庁舎跡地整備に向けたマーケットサウンディングにおける質問への回答

質問 No.	該当資料	該当ページ	アットサワンティング における 質問への 回答 質問	回答
	全体説明会資料	17	現在の利活用で、ルールや制限をかけていることがござい ましたら、ご教示ください。	広場等の利用に関しましては、現在の暫定供用期間中においては、近隣の公園などのルールを参考としながらも、あまり制限をかけずに進めており、その中で課題等が発生した場合は、随時対応していくようにしております。 強いて挙げるのであれば、住宅が近くにありますので、音を出すイベントにおける音量や音を出す方向、使用時間等など、地域住民等へのご配慮をお願いしています。また、駐車場のみとして利用や、イベント時の来場者用駐車場としての利用はお断りしています。
18	全体説明会資料	17	現在の利活用で、催されているイベントの種類に関して割合(例:民間イベント何割、公共イベント何割)をご教示ください。	個人・団体を含む民間主催のイベントが約9割を占めています。
19	全体説明会資料	18~20	長崎大縁日といった自治体側のイベントを開催する場合の 警備費は、自治体側で負担する認識でよろしいでしょう か。	長崎大縁日は、県庁舎跡地から出島表門橋公園までのエリアで、 各敷地を使用する主催者(県を含む)が連携しながら行うイベントの総称です。 警備費は原則、各敷地を使用する主催者それぞれが負担するもの と考えます。
20	全体説明会資料	18~20	現在、「県庁舎跡地活用ガイドブック」がHP で公開されており、利用規定や予約方法等が記載されておりました。今回の事業で、運営者はこのガイドブックに記載する規定や利用方法を変更してもよろしいのでしょうか。	現時点での利用規定等は、本格整備前までの暫定供用期間中の運用となります。本格整備後、最終的には県と運営者との協議によって決定するものと想定しています。
21	全体説明会資料	22	建設工事について、令和4年7月時点で整備費用が約20~30億円程度とありますが、その中に旧第三別館の改修費用は含まれておりますでしょうか。建設工事費の内訳をご提示ください。また、建設工事費については貴県にてご負担いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	旧第三別館の改修費用は含まれていません。 約2,000~3,000㎡の施設整備と広場整備(芝貼り程度)が含まれます。 建設工事費は県で負担することを考えています。
22	全体説明会資料	22	令和9年度以降に事業の実施であると記載されていますが、広場の整備と旧第三別館改修の完了時期の目安はいつでしょうか。	事業手法や整備内容・規模などが決まっていないため、現時点では説明資料以上のものはありません。
23	全体説明会資料	22	広場内に建てる情報発信・交流支援機能の施設の階数は何 階を想定されているのでしょうか。	ゾーニング案①の場合、基本構想では2階建て程度の建物をイメージしています。
24	全体説明会資料	22	計画地は川が近いうえ、埋蔵文化財が出土したという経緯を踏まえ、ベタ基礎や布基礎、柱状改良といった基礎が深くない工法が求められると思いますが、その認識でよろしいでしょうか。	保存が必要な遺構に影響がない限り、基礎工法について特に制限 はありません。
25	全体説明会資料	22	民間収益事業については、テナント誘致も想定しているの でしょうか。	今回のサウンディングについては特に制限はありませんので、自由にご提案ください。
26	全体説明会資料	22	観光促進として、シェアサイクルの設置は可能でしょうか。	可能です。
27	全体説明会資料	22	整備後の名称ですが、事業者側で考えた名称を使うことは 可能でしょうか。	名称については今後検討します。
28	全体説明会資料	22	ネーミングライツの募集を行うことで、名称を決めるとと もに、収益を確保することは可能でしょうか。	同上。
29	全体説明会資料	22	イベントの内容で運営者サイドが、開催許可の判断が難し い場合は、県側との協議を行う認識でよろしいでしょう か。	貴見のとおりです。
30	全体説明会資料	22	事業手法でPFI 事業を検討されておりますが、事業期間は 何年を想定されていますでしょうか。	現時点では事業期間の想定はありませんが、今後PFI事業として 進める場合には、民間事業者の意見を踏まえて決定します。
31	全体説明会資料	22	仮に本事業をPFI で進める際に、県側と事業者側ともにリスク分担するべきであると思いますが、現時点で検討されている事項はございますか。	リスク負担については今後検討します。

質問 No.	該当資料	該当ページ	プットッツンティング にあいる 貝向への回合 質問	回答
32	全体説明会資料	22	現在、広場を貸し出すにあたり、利用者から占有料を徴収されていると理解しています。仮に整備事業がPFI事業として、SPCが運営する場合、SPCは県に対して占有料(賃料)は支払う仕組みになるのでしょうか。	占有料については今後検討します。
33	全体説明会資料	22	上記の仕組みになる場合、SPC から県側へ支払う額に対して、減免処置は適用されるのでしょうか。	同上。
34	全体説明会資料	22	イベント等の用途で事業者が第三者に広場を貸し出す場合、事業者から県に占用料の支払いが必要と思われますが、県との金銭授受やりとりを軽減するために、例えば年間の占用料を集計ご報告し、当該占用料を控除したサービス購入量を事業者にお支払いいただくというような方法は可能でしょうか。	同上。
35	全体説明会資料	23,26	旧第三別館の耐震改修方法ですが、工事完了のスケジュールや金額面の関係で、提案時の改修方法と異なることが生じた際は、協議する場は設けていただけるのでしょうか。	原則として、工事完了のスケジュールや金額面の関係で、提案時の改修方法と異なる方法を採用することはできないと考えます。 不測の事態が生じた場合には個別に協議することになると考えます。
36	全体説明会資料	24~25	大型映像とイベントの会場を設置することは可能でしょうか (景観や工事方法、運用方法などの検討が必要だと考えております)。	大型映像とイベント会場の設置については今後検討します。
37	全体説明会資料	24~25	ゾーニング案で、広場と駐車場に関する記載がございますが、平時は駐車場として利用し、イベント時には広場として駐車場を利用する認識でよろしいでしょうか。	平時は広場と駐車場に分け、イベント時には全体を広場として利用することを考えています。
38	全体説明会資料	24~25	ゾーニング案①②以外の建物配置案も可能でしょうか。また、①②の建物配置案に関しての意図や想いがあればご教示願います。	ゾーニング案①②以外の建物配置案も可能です。 基本構想では①の配置案を示していましたが、広場をより有効に 確保する案として②の配置案を示しました。
39	全体説明会資料	26	旧第三別館に関して、全体または部分的に残すことが 必須でしょうか。全部解体の可能性についてご教示願 います。	旧第三別館を全体または部分的に残すことは必須ではありません。ただし、旧第三別館の外観デザインへの配慮が必要であると考えます。
40	全体説明会資料	36	国道34号一部区間の歩行者利便増進道路指定後、民間から当該制度を活用するような動きはありましたでしょうか。 事例があれば、情報提供は可能でしょうか。	(以下、国土交通省九州地方整備局長崎河川国道事務所からの回答) 現段階でそういった動きはございません。 (福井県敦賀市においては、歩行空間の利用について民間会社が受付窓口を行っている事例はあります。) https://www.city.tsuruga.lg.jp/smph/about_city/news_from_division/machizukurikankou_bu/machizukurisuishin_k/koku8-tetsuduki.html
41	全体説明会資料	36	歩行者利便増進道路に関連して、第2回ほこみち長崎未来検討委員会議事概要に、今年度に「社会実験の取り組み」を予定し、追って、「道路空間の再配分の方針、事業スキームの調整」を検討する計画となっていますが、現時点で共有できる情報があればご提供ください。	(以下、国土交通省九州地方整備局長崎河川国道事務所からの回答) 9月27日に、道路空間の利活用のアイディアを募るためのワークショップを開催しております。 今後、ワークショップで出た意見を検討委員会に諮り、方向性を決めていく予定です。 (ワークショップの結果については、近日中にHPにアップ予定です)
42	県庁舎跡地整備 基本構想	3	「江戸町公園は長崎市の管轄であり、県庁舎跡地と一体的に活用するため、長崎市と連携を図っていく必要がある。」との記載があります。また、長崎都心まちづくり構想(長崎市策定)のP.60にも同様の記載があることから、合意形成まではいかずとも一定の意見交換の実施、認識の共有はなされている理解で良いでしょうか。	江戸町公園の活用の認識につきましては共有しており、今後長崎 市と協議を進めていきます。
43	その他		サウンディング参加者へのインセンティブについて検討されて いることがあればご提示ください。	インセンティブは特に検討していません。ご提案いただいた内容 は、今後の検討の参考にさせていただきたいと考えています。